

## ■建築物省エネルギー性能表示制度(BELS)評価料金■

(戸建住宅料金) ( )内は消費税 8 %を含む料金です。

2016年9月1日よりの料金です。

滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県			備 考	
一戸建ての住宅			1 併願申請をする場合は(2)の料金とする事が出来ます。	
申請条件		料金		
(1) 単独申請		¥30,000 ( ¥32,400 )		
(2) 他の申請と併願申請の場合	設計住宅性能評価※1 ■一次エネルギー消費量等級を選択している場合	¥10,000 ( ¥10,800 )		
	設計住宅性能評価※1 □一次エネルギー消費量等級を選択していない場合	¥15,000 ( ¥16,200 )		
	長期優良住宅認定技術的審査	¥15,000 ( ¥16,200 )		
	低炭素建築物認定技術的審査	¥10,000 ( ¥10,800 )		
	※1:断熱等性能等級4で外皮計算がされており、一次エネルギー計算に利用可能な場合のみ適用する。 又、仕様規定の場合は、外皮性能が建築物省エネ法に適合していなければなりません。 ※2:併願申請の他の申請は、「住宅性能証明書」及び「すまい給付金」における場合においても、省エネ計算の条件に合わせて読み替えてください。 ※3:BELS申請では建築物省エネ法に適合していることが必要です。			3 当社が行った建築物の変更申請は、表中の料金を元に変更内容に応じてその都度お見積もりいたします。ただし、最低料金は表中の料金の1/2の額と致します。 4 改修前後のBEI等の値を評価する場合は、表の料金に1.5倍を乗じた料金と致します。 5 BELSの表示用のプレート及びシール等の交付は、別途料金が発生しますのでご注意ください。 6 評価書等の再発行を行う場合は、1通につき下記の料金と致します。 ¥5,000 ( ¥5,400 ) /通
共同住宅等 (500㎡以下)			7 評価料金を減額するための要件及び増額する要件は、当社の内部規定による。	
申請条件		基本料金(A)	住戸当り料金(B)	
(1) 単独申請(住戸のみ)		¥100,000 ( ¥108,000 )	¥2,000 ( ¥2,160 )	
(2) 他の申請と併願申請の場合	設計住宅性能評価 ■一次エネルギー消費量等級を選択している場合	¥50,000 ( ¥54,000 )	¥1,000 ( ¥1,080 )	
	設計住宅性能評価※1 □一次エネルギー消費量等級を選択していない場合	¥70,000 ( ¥75,600 )	¥2,000 ( ¥2,160 )	
	長期優良住宅認定技術的審査	¥70,000 ( ¥75,600 )	¥2,000 ( ¥2,160 )	
	低炭素建築物認定技術的審査	¥50,000 ( ¥54,000 )	¥1,000 ( ¥1,080 )	
	※1:断熱等性能等級4で外皮計算がされており、一次エネルギー計算に利用可能な場合のみ適用する。 又、仕様規定の場合は、外皮性能が建築物省エネ法に適合していなければなりません。 ※2:併願申請の他の申請は、「住宅性能証明書」及び「すまい給付金」における場合においても、省エネ計算の条件に合わせて読み替えてください。 ※3:BELS申請では建築物省エネ法に適合していることが必要です。			8 「共用部を有しない2住戸のみの共同住宅等」の料金は、一戸建て住宅の料金に2を乗じた額とします。 9 「店舗付住宅(1住戸)」で住戸部分の評価を行う料金は、一戸建て住宅と同じ額とします。 10 (2)他の申請と併願申請の場合とは、当社へ併願する各種申請を示します。 又、他社の評価機関で適合している外皮性能計算書及び一次エネルギー消費量計算書を利用する事は出来ません。改めて審査いたします。 11 併願申請ではなく、先に申請されていた長期優良住宅認定申請や設計住宅性能評価申請については、外皮性能計算書を再審査いたしますので、その外皮性能計算書の値を利用することができない場合があります。 又、他社の評価機関で適合している外皮性能計算書及び一次エネルギー消費量計算書を利用する事は出来ません。改めて審査いたします。
※500㎡を超える共同住宅等の場合は、別途お見積もりいたします。 ※当社が行うBELSの評価対象建築物は「一戸建て住宅」「共同住宅等の住戸」です。 「非住宅」及び「共同住宅の共有部分」「共同住宅の棟全体」のBELSの評価は行っていません。 ※建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第7条において、住宅事業建築主等がその販売又は賃貸を行う建築物についてエネルギー消費性能の表示をするよう努めなければならないとあり、それに伴い「建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針」の告示により、当ガイドラインにおける第三者認証制度の一つとして、BELSが位置づけられた。 ガイドラインに基づき第三者機関が業務として省エネルギー性能の評価及び表示を公正かつ的確に行うために必要となる共通ルール、考え方について定めた「建築物省エネ法第7条に基づく建築物省エネルギー性能表示制度のための第三者機関による評価業務実施指針」に基づくものである。 ※BELS評価に用いる一次エネルギー消費量計算プログラムは「国立研究開発法人建築研究所のエネルギー消費性能計算プログラム(住宅版)」を用います。(Webプログラム) ※評価した結果は、BELS評価書として交付されますが、評価書に記載された性能は申請時点における結果となりますので、その後の改修等の内容まで担保するものではありません。 ※BELSは、申請書に基づく評価ですので、現場検査を行う必要はありません。 ※BELSでは、評価結果がBELS評価書として交付されますが、申請者のご希望により申請建物のプレート等による表示ができます。なお、プレートの規格は住宅性能評価・表示協会が定める仕様となっており、それぞれ選択することになります。(本申請とは別に料金が必要です) プレートデザイン及び申込書は、当社のホームページをご覧ください。 ※「ZEH」「NearlyZEH」「ゼロエネ相当」を確認するには、当社のホームページから計算書(エクセル)をダウンロードしてご確認ください。				